町当局ニ於テハ本事業ハ部落救済ヲ目的トスルヌ
ノニシテ罷業ヲ決行スルガ如キ性質ノモノニアラズト
テ組合事務所ニ設置シアリタル器具ヲ撤收ス
九月十九日遠社会課技術員、仝町助役、仝町議
関係区長等争議国代表ト会見シ打衝ノ結果
解決ス

要求条項　一、工賃ヲ全般的ニ二等値上スルコト
外四項

解決条項　一、工賃ヲ全般的ニ一等値上
外三項